~市民意見募集~



「京都市ペット霊園の設置等に関する条例(仮称)」 の制定について

いわゆる「ペット霊園」については、飼い主によるニーズがある一方で、近年、ペット霊園事業者と近隣住民等とのトラブルが全国的に問題になっており、本市においても同様の事例が発生しており、対策が必要となっています。しかしながら、立地規制は事業者の土地利用権(財産権)の根本的な制限となることなどから、本市においては、平成26年7月に「京都市ペット霊園対策検討審議会」を設置し、ペット霊園に対して講ずべき規制等について、地域でのトラブルの回避や利用者保護等、複数の視点から慎重に検討を進めてきました。

この度,同審議会での審議を踏まえ,「京都市ペット霊園の設置等に関する条例(仮称)」の骨子案を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見をお寄せください。

募集期間 平成26年11月13日(木)~平成26年12月12日(金)【必着】

応募方法 郵送、FAX、電子メール又はホームページの意見応募フォーム等により御応募ください。様式は自由ですが、本リーフレットの末尾の「意見応募用紙」も御利用いただけます。

応募先

〒604-8571 (住所記載不要)

京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課(京都市ペット霊園対策検討審議会事務局)

電 話:075-222-3433 FAX:075-222-2971 電子メール:eisei@city.kyoto.jp

ホームページ: http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000174473.html

御意見の取扱い

この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

また, 御意見につきましては, 意見募集の終了後に, 御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ, 生活衛生課のホームページで公表します。

なお、御意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

1 この条例の目的

ペット霊園の適正な設置、管理のために必要な事項を定め、近隣住民等の公衆衛生及び住環境の保全や風俗習慣への配慮とともに、ペット霊園の利用者の保護を図るため、制定するものです。

2 ペット霊園の施設設備の種類

(1) 墳 墓 : ペットのお墓

(2) 火葬施設 :ペットの死体を火葬する施設 (建物)

(3) 火葬車両 :ペットの死体を火葬する設備のある車両

(4) 納 骨 堂 : ペットの遺骨を納める建物(建物以外は墳墓とする。)

(5) 葬儀場: 死亡したペットの祭事を行う場所

3 ペット霊園の規制の概要

- ペット霊園の設置や運営により生じるおそれのある公衆衛生上の支障などに対して、これを回避するための技術的基準等を設けます。
- 技術的基準等に加え、設置される施設設備の性質や用途地域に基づく当該地域の土地利用のあり方を踏まえ、住環境の保全や風俗習慣への配慮等のため、当該地域の住民に条例上の保護を与えることが妥当と考えられる区域について、ペット霊園の立地等を禁止します。

(1) ペット需園の設置運営に係る技術的基準等

施設区分	技 術 的 基 準 等
墳 墓	・焼骨の埋蔵のみとし、土葬は禁止する。・自己の所有する土地に設置すること。・植栽帯等の目隠しを設置すること。また、立地禁止の区域と隣接する区域に施設を設置するときは、立地禁止区域との境界線から3m以上後退したところに植栽帯等の目隠しを設置すること。
火葬施設	・火葬炉を建物内に設置すること。 ・火葬炉が構造設備基準に適合していること。
火葬車両	・火葬は自己の管理地又は火葬に用いることについて管理者の明示の許可を受けている土地に限って行うこと。・火葬炉が構造設備基準に適合していること。
納骨堂	・焼骨のみを収納すること。 ・自己の所有する土地に設置すること。
葬儀場	・植栽帯等の目隠しを設置すること。

(2) 本条例により立地等を禁止する区域(都市計画法に基づく用途地域)

_ , , , , , , , ,	<u> </u>		_ ,, ,,, ,,			_ , , ,	
区域	市街化区域					- A- 11.	+v17-1
	住居専用系		住居系		左記	市街化調整区	都市計画区域
施設区分	第1・2種5厘住 居専用地域	第1・2種井高層 住居専用地域	第1・2種主 居地域	準語地域	,H_	域	外
墳 墓					- (注)		
火葬施設	4.	ル <i>ケ</i> ナ ホホ .L - L フ	1161 -1		本条例	こより立地を	
火葬車両※	77.	地等を禁止する)地坝			域でも,都に ひ法令等に基	
納骨堂						引される場合	
葬儀場					より 。		

※ 火葬車両については、 の地域における火葬を禁止します (顧客の管理地で承諾を得て火葬する場合を除く。)。

4 立地規制の例外

寺社などについては、一定の基準を設けたうえで、立地禁止区域であっても、その境内地にペットの納骨堂等を設置することができることとします。

5 手続

- (1) 設置(増設含む。)は、本市による許可制とします。
- (2) 工事の着手、完了、事業者名等の変更、事業の廃止等は届出制とします。
- (3) ペット霊園の設置に当たっては、事前に標識の設置や近隣住民への説明を実施することとします。

6 火葬施設及び火葬車両の火葬炉の構造設備基準

摂氏800度以上の状態で焼却できることなど、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律に規定する一般廃棄物の焼却炉に係る基準等を準用します。

7 事業者の義務

- (1) 施設設備が条例の基準等に適合するよう維持管理すること。
- (2) 所在地,面積及び施設の状況等を記載した書類等を備え付けること。
- (3) 駐車場の確保に努めること。
- (4) 利用者に対して、次のように適切に対応すること。
 - ア 利用者の心情に配慮し、ペットの死体、遺骨等を衛生的かつ丁寧に扱うこと。
 - イ 説明資料を備え、料金、所要時間、ペット霊園閉鎖時の遺骨等の取扱いその 他の手続等について事前に説明すること。
- (5) 墳墓、納骨堂の廃止時は、土地の原状回復に努めること。

8 施設設備基準を遵守させるための措置

- (1) 本市は、事業者に対して報告を求め、また、立入調査を行うことができることとします。
- (2) 義務違反に対して、本市が改善勧告・命令を行うものとします。
- (3) 上記(2)に従わない場合,使用禁止命令,許可取消,事業者名等の公表及び過 料の措置を行います。

9 経過措置

- (1) 条例施行までに公布から3箇月程度の周知期間を設けます。
- (2) 既存のペット霊園については、条例施行までに届け出たものは、立地規制等の 遡及適用は行わず、条例の基準等に合致していない場合であっても、いわゆる既 存不適格扱いとします。

<基本的な考え方>

- ・立地規制は、適用しません(ただし、火葬車両による火葬を行う場所に係る規制を除きます。)。
- ・立地規制以外の基準等については、土葬の禁止等性質上直ちに適用可能なものは適用し、火葬炉の 構造設備基準等直ちに適合させることが難しいものは努力義務とします。
- ・上記各取扱いに関わらず、後日の増設、設備入替等、新設と同視できる部分については、新設と同様に、許可の対象とします。

意見応募用紙

募集期間 平成26年11月13日(木)~平成26年12月12日(金)【必着】 応募先

〒604-8571 (住所記載不要)

京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課(京都ペット・霊刺策検討審議会事務局)

電 話:075-222-3433 F A X:075-222-2971 電子メール:eisei@city.kyoto.jp

ホームページ: http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000174473.html

御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ御記入ください。

【年 齢】 (歳代)

【性 別】 (<u>男性 • 女性</u>)

【お住まい等】 (京都市内 ・ 京都市外)

発行:京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課 平成26年11月 京都市印刷物番号 第264678号









平成26年11月 京 都 市